

第4回「知的障がい者の明日を考える議員連盟」
第5回「知的障がい者の抱える諸問題と明日へ繋がる政策を考える会」
合同会議 議事録

【日 時】2019年6月6日（木）16時00分～18時30分
【場 所】参議院議員会館 1階 101会議室
【出席者】別紙・出席者名簿参照
【議事録】以下、敬称略

○参議院議員 三原じゅんこ

皆様、開会前ではございますが、本日ワーキングチームの座長であります秋元司衆議院議員がご公務のため途中で退席いただく予定でございます。

そのため、先に一言ご挨拶と、本日議題となる提言書の概要につきまして簡単にご説明をいただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い致します。

○衆議院議員 秋元 司

皆さん、こんにちは。

顧問の高村正彦先生もお越しでございますので、開会時間からのスタートするのが望ましいのですが、この後、自分は環境省の副大臣を兼務しておりまして、公務で席を外させていただく必要がございます。

そのため、先にこのワーキングチームとしての提言書案について、簡単に概要と趣旨を説明させていただきます。本日は、青山先生も起こしでございますから、細かい質疑応答等は青山先生にバトンタッチをしてお伝えしたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

先日、ワーキングチームとして現場の視察をさせていただきました。その視察を踏まえ、今回のワーキングチームとしての提言をまとめさせて頂くということでございます。

基本的にワーキングチームや議員連盟の目的というのは、やはり知的障がい者の皆さんの親亡きあとの終の棲家、このことに関してどうすれば実現できるのかということにあります。そしてまた、我々もまた現場を視察しながら、終の棲家の実現を達成するために必要な中期的な問題や短期的な問題といったものを今回提言として出させていただきました。

それが、本日お配りした提言書（議題1資料）の提言1から4までにまとめさせていただいたものでございます。

【提言1・2】

まず提言の1つとして、障がい者の人権や特性に配慮した行政調査の徹底ということを挙げさせていただきました。

といいますのは、ご存知のように都道府県では、事業者が障がい者の皆様にどのような支援体制ができているかということを立てりながら行政等がチェックをする、そういった場合があるようでございます。しかし、法律的にはですね、いわゆる人権規定、配慮規定というのが、明記されていないというのが現実です。

一般的な常識としては、人権を無視した取り調べとか調査とか質問ってというのは行われまいだろうというのが前提条件であります。しかし、残念ながら場合によっては、障がい者の皆さんからすると、行政による取り調べそのものが負担に思ってしまう、そういったケースが現場であったということをお我々も現場で見たところでございます。

そういった観点からは、やはりまずはしっかりと法律や政令以前に、国から都道府県の担当者に対して「人権配慮規定というものを踏まえたうえで自治体は今後の立ち入りを行うべきだ」ということを、通達等含めてしっかり指導して欲しいということをお今回提言として出させていただきました。

別になにか悪いことした、しないを別に、健常者であれば、仮に強引な尋問を受けたとすれば、1つの知恵として、自分の保身として「弁護士を呼んでください」とか申し入れることができるかもしれません。

しかし、知的障がい者の皆さんの口から、弁護士を呼んでくださいとか保護者を呼んで下さいとか、申し入れることはできないだろうという現実もございまして、今回の提言をおご理解いただきたいと思います。

同じくこの【提言2】として、行政調査時の刑罰規定による障がい者の不当な人権侵害の防止ということも含めて、この場の趣旨であるということをお報告させていただきます。

【提言3】

【提言3】は一番大きなポイントだと思いますが、やはり相談支援事業における、事業の効率化・スリム化をやはり行うべきだと思います。

それぞれの自治体によって相談員の皆さんがいわゆる行動計画とか、様々な支援計画をしっかりと作成しなくちゃならないのでございますが、ある自治体は数枚、ある自治体は何十枚、そしてまた県によっては、書式も色々と違うという声があります。

事業の効率化は当然行っていくべきであります。そこで第1段階として厚生労働省にまず全国の実態はどうであるのかという実態調査をお実施していただく。そして、それを踏まえて自治体間でも情報共有をしっかりと行ってもらい、事業の

効率化を図ってもらうということを、今回提言をさせていただきたいのように思います。

【提言4】

中期的な課題として、やはり【提言4】として知的障がい者に関する定義や障がい者手帳の認定制度の明確化を記載させていただきました。

この議連でも議論となっておりますが、いわゆるIQ70以下の方が全て療育手帳を貰えるかという、そうではないという実態もあると聞いています。

障がい者の皆さんが各都道府県において手帳の交付を受ける際の認定基準というのは、例えば【議題1参考資料】の表においても記載されていますが、同じ重度障がい者でも【A】とか【A+】とか表記や基準がバラバラであるということが現状であります。

療育手帳の交付基準については、もう少し全国統一的な明確な基準を作るべきだということで、厚労省に対してしっかり声を出させていただきたいと思えますし、併せて認定実務の実態調査というものをしっかりやっていただきたいと考えています。今回はその旨を提言書に記載させていただきました。

いずれにしましても、この「終の棲家」の実現に向けて、いくつかの短期的・中期的課題がしっかりとクリアされていく中において、親御さんが亡くなった後でも、安心して住み続けることができる制度ができあがると考えています。

そういったことを踏まえての今回の提言でありますので、後程またご議論いただきたいと思えます。宜しく申し上げます。以上です。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

開会前にワーキングチームの座長・秋元司先生よりお話をいただきました。

それでは、開会時間が過ぎてしまいましたが、これより「第4回知的障がい者の明日を考える議員連盟、第5回知的障がい者の抱える諸問題と明日へ繋がる政策を考える会合同会議」を始めさせていただきたいと思えます。

まずは顧問であります、自由民主党前副総裁の高村先生より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○顧問 高村正彦

皆さん、こんにちは。

本日はワーキングチームから提言をいただきました。

現場を良くするため、しっかり意見を出していただいて、最終的には木村会長の下でどのようにして実現させていくかを決めて行きたいと思えます。

皆さん宜しくお願い致します。ありがとうございます。

○参議院議員 三原じゅん子

高村先生、ありがとうございます。

続きまして議員連盟会長・参議院議員木村義雄先生に、一言ご挨拶お願いしたいと思います。

○参議院議員 木村義雄

皆様ようこそお越しいただきました。誠にありがとうございます。

現在、知的障がい者だけではなくて、介護施設の方でも今の提言で頂いた様な問題点が出ております。そこで介護の方は、年内を目途に対応しようとしております。

具体的には、まず現場での文章、これが多すぎる。文章提供義務が多すぎる。無駄な書類を減らそうとしているんですが、減らそうにも半分にしたってまだ沢山あるんで、少なくとも10分の1以下にしようと言っています。

もうひとつは、各都道府県や市町村。特に介護保険の場合は市町村絡みですが、これがまた市町村によっては厚労省が要求しないようなことを勝手にローカルルールを決めてどんどん押し付けていて、仕事に影響を与えている。新たに職員を一人雇わないといけないような、それでも労働力が足りなくなるような様々な仕事を要求してくる市町村もあります。

特に介護の場合はコムスン事件があったせいで厳しくしすぎたんです。業界でちょっと有名な会社が、酷いことをやったもんですから、法律改正をして非常に厳しいルール作りの流れを作ったんですね。これを受けて、市町村の役人どもが、自分がルールだと勘違いしてしまった。

更に、2年程前に社会福祉法人の改革があって、理事会の上に評議委員会が位置づけられ、理事と評議員の兼務を完全に禁止した。結果として、評議員に役人のOBとかが流れてきやすくなった。

それで変な話、法人の経理にも口を出しやすくなってしまった。結局、役人のOBを評議員に入れたら（行政からの）締め付けを少し緩めてやるよといった方向性になってしまった。

それを正そうと、介護保険の方では年内を目途に全面的に変えて行こうとしています。

障がい者の分野でももの凄く似た問題が生じている。障がい者施設においても介護保険と同様の問題が生じている。今日は、障害分野の厚労省幹部がそろっていますけれども、都道府県市町村が事業者や障がい者にわけのわからないルールを押し付けない、押しつけた場合には跳ね除けられる仕組みづくりをして

いきたいと思っております。

先ほどワーキングチームからいただいた提言にも、この問題点は非常に含まれていますので、今日の提言を踏まえながらしっかりと取り組んで、まずは役所の余計な口出しを無くすようにしていきたいと思っております。

いずれに致しましても、皆さんと一緒に頑張って真剣に考えて実現させていきたいと思っております。

それでは今日は宜しく申し上げます。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

続きまして、この度、野田聖子先生に本議員連盟にご入会をいただき、また副会長にもご就任いただきました。

野田聖子先生からも一言ご挨拶お願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願い致します。

○衆議院議員 野田聖子

皆さんこんにちは

初めまして、野田聖子でございます。

今日から議員連盟に参加致しまして、微力になりますけれども、皆さんと共に明るく世の中を作れるよう取り組んでいきたいと思っております。

私自身も障がい者の母でございます。

ただ、困ったことに私の子は重複障害児なものですから、どこの会にも所属できない。

例えば知的障害であれば、皆様とずっとご一緒に行動ができる。他方で肢体不自由でもあるので、肢体不自由だけだったら肢体不自由の方々のご一緒ができる。更に心臓病も持っていますから、心臓病だけだったら心臓病の仲間と交流ができるってことなんですけど、重複であるとどこに所属していいかっていうのが明らかにならないんですね。

今の学校教育法もそうですけど、福祉って浮気しちゃうんですね。どこに入るかっていうことで、残念ながら障がい者団体を分断するような構図になっていると思っております。

今生まれてくる子どもたちは、ICUがあるおかげで命が繋がって、結果として過去よりも、重複の障害児が増えてことは明らかだと思います。でも、残念ながらその後の対応が非常に遅れている。

重度心身障害児(者)も、未だに「(者)」のまんまなんです。かつて重度心身障害の子は早く亡くなるからっていうことで、福祉も子供の間だけどうにかす

ればいいだろうって話でした。

それが未だに「(者)」が消えないっていうところに私は役所の怠慢があるんじゃないかなと思います。

時代に応じて子供たちも成人していくなかで、若いうちだったら子供の面倒を親だけで見ることができたかもしれない。けれども、親の方が障がい者に近づいていく中、そういう時代に立ち会っていくことが出来る世界を、木村会長をはじめ皆さんと共に作っていくことが大事だと思っています。

いかんせん、障害児の母っていうのは、まさに私自身が当事者そのものなので、その立場から今の世の中で間違ってるなって思うのは、「障がい者の問題は障がい者で」っていうけど、障がい者自身が答えを出せなくて、障がい者が生きていくためには、まず親とチームを組んでやっていかなきゃいけない。それを上手くかこつけて、行政に「親が障がい者のことをやるのは当たり前だろ」的な怠慢をされると、親ができなくなったときにどうすればよいのかということになって、今答えが見えなくなっている。

私に分かるのは現場での母としての取り組みの中で感じる矛盾とか国の冷たさなんですけど、そういったことを皆さんと分かち合って、是非全ての日本人が幸せに暮らせるよう頑張っていければと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○参議院議員 三原じゅん子

心強い挨拶ありがとうございました。

続きまして、平沢勝栄幹事長からも一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

よろしくお願い致します。

○衆議院議員 平沢勝栄

お疲れ様でございます。

衆議院議員の平沢勝栄でございます。

先日の議員連盟の視察は、私の地元東京葛飾区の施設をご覧いただきました。

いずれにしても、こういった中で提言が出された訳でございます。提言を踏まえましてしっかり木村会長さん中心に力を合わせて取り組んで行きたいと思いますのでどうかよろしくをお願いしたいと思います。

なお、木村会長さん、ご自分のことだから、言い難そうなので私の方から言わせていただきますと、来月、たぶん間違いなく参議院選挙が行われます。

木村先生は、一生懸命いろんな問題に取り組んでいるんですけど、最大の欠点は選挙が強くないということでございまして…。

来月の選挙は木村さんの個人名前を書いてもらわないと駄目な選挙でして、木村さん一生懸命頑張ってますんで。是非、木村義雄さん落とさないで宜しくお願ひしたいと思ひます。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

それでは、障がい者福祉研究所代表であります足高慶宣代表より一言ご挨拶お願ひしたいと思ひます。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

足高でございます。

今平沢先生がおっしゃったこと本当にそのとおりやと思ひます。後で皆さんと相談しましょう。

それから野田先生が今お話になられたこと その通りやと。

知的障碍と言っても、中には体の不自由な方も一杯いてはるし、ざっくばらんに言えば、精神科の患者である人間が凄く多いわけですよ。うちの法人でお預かりしている障がい者の方もそう。

それを行政が単純に縦割りにして精神・知的・身体に分けてしまうから、自分の子供を一番最初にどこの医者に見せたかによって全部人生変わってしまうという話になってくる。

だから本当に野田先生がおっしゃった視点っていうのは、当たり前視点やと思ひます。その中で親が出来る限り面倒看るとおっしゃられたけども、それさえ私ら部外者からみれば行政側も無茶言うなあとと思ひます。

労働者が週40時間、1日時間の枠で残業をできるだけせずに働きましようと言ってる中で、(障がい者の世話を家庭でする)おかあちゃんは24時間逃げられへん。

子供の体調が悪くなってくる時間帯って、大抵は病院が開いていない夜の時間帯が多い。こういうケースでも「地域で支えあう」って言葉使おうとするのが大嫌い。実際のところ、地域で70歳、80歳で皆細々と暮らしている老人達にこれ以上どんな負担をかけたいの。

今お母さんの話が出ましたが、これ以上頑張っているお母さんたちに負担を強いる様なことをして、どないするんやと思ひます。

限界まで来ている家庭の状況に対して具体的にどのような支えが必要なのか。そういった提案をしながら政策って作ってほしいなと思っております。

先生方是非宜しくお願ひ致します。

- 参議院議員 三原じゅん子
ありがとうございました。
それでは今日出席しておられます先生方から一言ずつご挨拶を頂戴したいと存じます。ではお願いします。
- 衆議院議員 青山周平
愛知12区の青山周平と申します。
どうぞよろしくお願い致します。
- 衆議院議員 笹川博義
皆さんこんにちは。
群馬3区の衆議院の笹川博義です。
どうぞよろしくお願い致します。
- 衆議院議員 田野瀬太道
こんにちは。奈良県3区の田野瀬と申します。
衆議院議員です。どうぞよろしく申し上げます。
- 参議院議員 三原じゅん子
ありがとうございました。
それでは続きまして一言ずつ、出席された役所の皆さまからご挨拶をお願いします。
- 厚生労働省障害保健福祉部企画課長 内山博之
厚生労働省障害保健福祉部企画課長の内山です。
よろしく申し上げます。
- 厚生労働省障害福祉課長 源河真規子
同じく障害福祉課長の源河と申します。
よろしく申し上げます。
- 厚生労働省障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 山口正行
障害福祉課で室長をしております、山口と申します。
よろしく申し上げます。

○文科省初等中等教育局特別支援教育課企画官 佐々木邦彦
文部科学省特別支援課の佐々木と申します。
よろしく申し上げます。

○参議院議員 三原じゅん子
ありがとうございました。
それでは、さっそく議事に入らせていただきたいと思います。
1つ目の議題、終の棲家実現に向けた提言書報告の件でございます。
議員連盟のワーキングチームが現場視察やこれまでの議連での議論踏まえまして短期的、中期的課題に対する提言書を作成しております。
この提言書の内容の報告をですね。ワーキングチームの座長代理であります、青山周平先生からご説明をお願いしたいと思います。
お手元の資料の中にですね。右上に議題1と記載された資料があるかと思えますので是非ご覧になっていただきたいと思います。
これがワーキングチームの提言書となります。先ほど秋元座長から概要の説明をいただきましたが青山周平先生によって詳細についてご報告をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

○衆議院議員 青山周平
皆様こんにちは。
先程、秋元座長からのお話で全体を網羅していただいておりますが、ワーキングチームの一員ということで、提言書に関して中身を少し説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。
着座で失礼致します。
秋元先生からお話がありました通り、今回提言書ということでワーキングチームの視察の結果を踏まえ、また、知的障がい者の明日を考える議員連盟で頂きましたご意見を踏まえて、4つの提言をさせていただいております。

【提言書1頁目】

まず【議題1】という見出しのページ。
本件については既にお話をいただいております。
まずは、短期的、中期的、長期的な課題に分けて皆様方から頂いたご意見を踏まえた提言とさせていただきます。

【提言書2頁目】

1枚めくっていただきまして【提言1】でございます。

こちらは、障がい者総合支援法のうち、障がい者等に対する調査権限を各自治体に認めている規定に関しては、障がい者の人権や特性に配慮した特性の徹底を図るべきであるということでもあります。

これはワーキングチームで視察をした際に、視察先の法人より施設内ではネクタイを外してジャケットを脱いで欲しいと求められました。その理由というのが、行政が施設への調査を行った際、施設の障がい者に対しても質問等を実施したようで、その時に行政職員から厳しい調査を受けた結果、ネクタイとスーツの人に話しかけられるとパニックになってしまうという障害がでてしまったということです。

それに関しては、他の施設でも起こりうる可能性があるであろうということで早急な対応が必要であろうということでこの提言をさせていただきました。

迅速な対応が必要であることに鑑みて、人権配慮事項の趣旨を含めた課長通達等により自治体への周知徹底を行って欲しいということでありました。

特に今回、知的障害の明日を考える勉強会ということで、障害にも様々な種類がございますが、知的障害の方の場合、質問に正確に1つ1つ応えられるかというとなかなか難しいところがあります。

その様な現実の中、各障害に対して、それぞれ配慮をしながら、調査に入る時にもその人の人権、人格をしっかりと保障しながら調査をしていただきたいという提言でございます。

2番目、【提言2】も実質的には同趣旨の内容です。

具体的に申し上げますと、障がい者総合支援法が定める行政踏査時の刑罰規定に関して、障がい者への不合理な人権侵害を生じさせない運用を徹底させるべきであるということです。

これは保護者の方からもお話がございました。自分の子供が知らないところで調査対象になった場合に、障がい者1人だけが別室に置かれ、正確な答えができない状況で虚偽・悪意がないにもかかわらず適切な回答ができなかったケースでも刑罰の対象になりかねない、というご意見をいただいたため、第2の提言をさせていただきました。

さきほど、秋元座長からもお話がありましたが、知的障がい者でなければ、健常者であれば、質問に応じたくない場合や質問に回答できない場合には、弁護士を呼ぶだとか、自分たちでも対応ができます。しかし、知的障害をもった方々に、しかも突然の状況では猶更、そういう対応を行うことはことは難しい。ということで、第2の提言をださせていただいております。

【提言書3頁目】

更に1枚めくっていただければ、提言に至る経緯、また問題が起きた事例な

どを記載しておりますので、ご確認いただければと存じております。

結論としましては、迅速な対応のためには、まず通達等で人権に配慮する運用や規定について、しっかりと周知徹底を図っていただくということが一番大切だと考えています。そして提言書にも、書かせていただいておりますが、改善が見られない場合には、障害者総合支援法法律の一部改正も含めてワーキングチームの中から、さらに提言をしていきたいと、そういう内容でございます。

【提言書 5 頁目】

提言の 3 に関しましては、これは木村会長が今まさにお話をいただいた点でございます。この議員連盟の中でも、一番多くご意見をいただいたところだと思っております。

相談支援事業における事業の効率化、スリム化をしてほしいということに記載しております。

障がい者福祉サービスにおける相談支援事業に関し、各自治体のローカルルール等により、各事業所の業務負担が増加傾向にあることを踏まえ、事業の効率化、スリム化を目的として、下記の提言を行うということで、全国の自治体で使用されている書式の内容また、経緯の実態調査を速やかに行っていただき、各自治体間で情報共有をして、スリムにやっているところを参考にしながらいろんな自治体が動いていただけると、いいのではないかと、そういう提言でございます。

また実態調査の結果に応じて、厚生労働省が示す参考書式等の見直しをする検討を行うべきであるということでもあります。

【提言書 6 頁目】

1 枚めくっていただいて、【提言 3】に関し、現実に生じている事例というところで（6 頁目（3）ア①）、厚労省が提示する書式っていうのが、大体 6 枚ぐらいのものでした。他方で、近隣県の皆様方にお伺いしたところ、川口市では 4 枚、入間市の場合は 2 枚と、市町村によって枚数や内容についても様々になっているということでもあります。こういった事情を踏まえて、提言 3 をさせていただくということでもあります。

【提言書 7 頁目】

続きまして、中期的な課題に関する提言というところで、知的障がい者に関する定義や認定制度の明確化を提言しております。

終の棲家を見据えた継続的かつ合理的な政策を実現するため、知的障がい者手帳、療育手帳の認定基準や表記に関し速やかに全国自治体への実態調査を行い、全国統一的な明確な基準を創設すべきであると考えます。

この資料の最後に【議題1 参考資料】として療育手帳の認定基準について資料を付けさせていただいております。資料を確認いただければわかるのですが、療育手帳の障害程度の判定は、この全国を見ても、随分、認定、判定の差が大きく異なっています。こう言った状況では他県へ移動しただけで認定結果が変わることになりかねません。速やかに是正が必要であろうということで、提言をさせていただきます。

例えば療育手帳で生じる具体的な問題としては、1つの県でA（重度）と判定された人が隣の県に行ったら、B（重度以外）と判定されるという事例も今の状況であれば、あり得るといえることでもあります。保護されるべき障がい者の特性は県をまたいでも何も変わらないわけですから、ここは早急に国として、療育手帳の認定基準を明確化させるべきであるということ提言をさせていただきました。

更に、知的障がい者の法律上の定義に関し、都道府縣市町村の責任に委ねるのではなく、療育手帳の認定基準に関する実態調査の結果を踏まえて、国が責任主体として法律に明記すべきであると書かせていただきました。

提言書にも記載しましたが、終の棲家自体は将来に渡って長い期間利用されるものですので、継続的なものなければなりません。継続性のある安定的な制度を作るためにも、知的障がい者の定義・範囲を明確にして安定的な制度を作っていく必要があるということで提言をしております。

【提言書9頁目】

以上、4つの提言について書かせていただきました。

議連やワーキングチームの最終目標である終の棲家の実現に向けては、まずは、(短期的な課題として) 改正すべきところ、是正すべきところをしっかりと提言として挙げさせていただいております。

そして、前回の会合の指摘にあったように終の棲家の明確な定義というのは、未だ出ていないところでもありますので、継続的にこのワーキングチームを開かせていただいて、目前の短期的・中期的課題を解決しつつ、将来に向かって終の棲家の実現に向けて努力をしていきたいということでもあります。

以上、秋元座長を中心としたワーキングチームがとりまとめた、まずは、第1弾の提言ということで、ご説明をさせていただきました。

どうぞ宜しくお願いいたします。

○参議院議員 三原じゅん子
ありがとうございました。

それでは青山先生よりご報告いただきました提言書について、厚労省の見解をいただきたいと思っておりますので
どうぞよろしく願いいたします。

○厚労省障害福祉課長 源河真規子

提言1と提言2について、まとめてお答えさせていただきます。

座って失礼させていただきます。

ご提言いただきましてありがとうございます。

障がい者に限らず人権に配慮すること、それから提言2にありますように不当な人権侵害にならないよう運用することは当然のことですし、重要なことだと思っております。障害特性を踏まえて政策を行うというのも、非常に重要なことだと思っております。

ご指摘していただいた内容でございますが、どのようなやり方で周知するのが効果的かということを含めて検討させていただいて、木村会長にもご相談させていただきながら対応させていただければと思っております。

○厚労省障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 山口正行

提言3についてご説明させていただきます。

相談支援の書式の統一化ということですが、私共も、自治体によって書式の違いを個別にはお伺いしておりますけれども、全体をまだ把握をしておりません。

今回のご提言を踏まえまして、実態把握の為の調査の実施について検討して参りたいと思っております。

○厚労省障害保健福祉部企画課長 内山博之

引き続きまして提言4ですけれども、療育手帳の判定基準、これは前回も申し上げましたけれども、旧精神薄弱者福祉法を制定するときにも様々な議論がございまして、正直なところ全国統一的な判定基準は難しいということで今に至っているということでございます。

これも、前回少しお触れしましたが、昨年度から各自治体が療育手帳をどのように発行しているかにつきまして、調査研究を進めているところでございます。もうまもなくその結果を、公表することができるかという風に思っております。

各自治体の判定基準の現状と課題を把握した上で、その在り方については検討してまいりたいと思っております。

なお、現状は療育手帳の判定基準は各自治体でそれぞれあるということでございますので、仮に統一した場合にはどういう基準に統一をするのか、それから

それを下回るような基準をとっている自治体はどうするのかといったような課題はあるのではないかと考えております。

いずれにせよ、昨年度の研究を踏まえて検討させて頂ければと思っています。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。ありがとうございました。

○参議院議員 木村義雄

提言3について、もっとわかりやすく説明してよ。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。申し訳ございません。

それでは、今ご報告頂きました提言書の内容、また厚労省からの解答に関してご出席の議員の先生方から、ご意見、ご発言をいただければと存じますが、まず山口俊一副会長がお見えになられましたので、一言ご挨拶を頂戴できればと思います。

どうぞお願い致します。

○衆議院議員 山口俊一

ただいまご紹介を頂きました、衆議院議員の山口俊一でございます。

徳島でございまして、長らく手をつなぐ育成会の委員長をしておりましたが、財務副大臣になったら補助金が出ているので(委員長は)駄目だということで、今のところは顧問でございます。

今後とも木村先生中心に一緒になって頑張っていきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

続きまして、高村正大事務局次長もお見えでございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○衆議院議員 高村正大

山口の高村正大です。

遅れまして申し訳ありません。

私もしっかりと木村先生と勉強して、少しでも皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。ありがとうございます。

それでは、議員の先生方から、まずは会長から一言お願いいたします。

○参議院議員 木村義雄

さっきの提言3なんだけどさ、何を説明しているのかわからない。

もう一回ちゃんと説明して。書式の調査や統一なんてそんなに難しい問題ではないでしょ。

○厚労省障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 山口正行

はい。失礼しました。

(相談支援事業の書式に関する) 実態調査を速やかに行うということでございますので…。

○参議院議員 木村義雄

実態調査するっていうけど、実態調査した結果問題点が既に出てきているんだから、その問題点をどう解決するかっていうのが一番重要なんですよ？

実態調査、実態調査って言うけれど、大体、厚労省の調査なんてあんまり信頼されてないんだから。

皆がが実態調査をして改善して欲しいって言っているんだから、しっかりと調査をして、調査をした後にさあどうするんだっていう事を聞いてるんだよ。

あなた方厚労省が実態調査するってそういうことですよ？

実態調査を実施して、そのあと具体的に改善策をどうするのかっていうことですよ。ちゃんとやってよ。

○厚労省障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 山口正行

はい。

ここに書かれております通り、書式の内容であつたり、制定経緯の実態調査を速やかに行うようにと提言がございますので、きちんと把握をしたいと思っております。

○参議院議員 木村義雄

調査して終了じゃないんだからさ。

実態調査をしたうえでさあどうするかっていう提言なんだから。

そこを踏まえないと駄目だよ。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

実態調査も良いけど、何時までに行うの？

時間を考えてよ、生きている人たちは、いつ死ぬかわかりませんよ。

○厚労省障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 山口正行

今回、書式の統一化っていう提言をいただいた趣旨が、ローカルルールで業務負担が増加傾向にあるという、そういうご趣旨でこういう提言をいただいていると思っていますので、それを踏まえてきちんと調査をしたうえで対応を検討して参りたいと思っています。

○参議院議員 木村義雄

だから、介護の方では同じような事例に対し年内に対応するって言うてる。

じゃあ障害の方はどうするの？

○厚労省障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 山口正行

事業の実施時期については、実態調査の費用とかもありますので、調査研究どこに入れられるのかっていうのをこれから検討したいと思います。

○参議院議員 木村義雄

だからさ、介護の方と非常によく似ているんだからさ、介護の対応を踏まえて参考にして直ぐに結論を出しなさいよ。

またあらためて調査するって言うても、大体中身はわかっているんだからさ。

厚労省も提言書の方に甘えちゃ駄目だよ。実際、介護の方はもう、やるって決めて、具体的な項目もどんどん出して、書類もだいぶ出来上がってきていて、それでも年内を目途にまとめると言っている。

介護に倣ってしっかりとやりなさいよ。介護が年内なら、障害は年度内にやる、そのぐらいの意気込みで取り組みなさいよ。

○厚労省障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 山口正行

はい。この提言の趣旨をきちんと踏まえて対応して参ります。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。今はこれしか答えられないということでございます。

他に先生方、今の提言書に関するご意見、あるいはご質問ございませんでしょうか。

もしいなければ、一般法人の参加者の方でも、是非ご意見やご質問、この提言書に関して…ございますね、手が挙がりました。

マイクをお持ちしていただけますでしょうか。よろしくお願い致します。

○山縣紀子（社会福祉法人けやき福祉会 理事長）

愛知県の春日市から参りました、けやき福祉会の山縣と申します。

今回初めて出席させていただきました。議員の先生方や厚生労働省の皆様方にお会いできるということで是非私の方から、意見を述べさせていただきたいと存じます。

私、実は、野田先生と同じように子供が障害児であって、もう30年位経ちます。ですから、ちょうど国連で、国際障害者年が採択されたころに、運動を積み重ねながら、「地域で生活していく」という運動をしながらやって参りました。

私が支援員になって一番良かったことは、今までは、知的障がい者とはとか、精神障がい者とはっていうような定義づけが非常に問題視されてきました。しかし、支援制度というのはICF（国際生活機能分類）という言葉をご存知だと思いますけど、ICFがあれば、この人はこういう生活ができるっていう風に支援ができると私は思っております。

そのところで知的障がい者の認定基準が、相変わらずIQっていうのはおかしいのではないのでしょうか。

一番はこの人（障がい者）が地域で生活するためには、どんな支援が必要なのかっていう認定の内容に変えないかぎり、難しいのではないかと。

今のように療育手帳の認定がA判定（重度判定）の方でも、障害者年金が6万程度（2級）っていう方が一杯います。なぜA判定なのに障害者年金が6万位なのかというと、（認定調査時に）ちょっと平仮名で自分の名前を書いたら2級の6万3000円になってしまう。

月額6万3000円の障がい者が、地域で生活しようということで、グループホームに入居しつつ日中サービスを利用したり、余暇支援を行った場合、それだけで約5万5000円が無くなってしまいます。

残り約1万円の枠内で、若い子供もおおいですから、色んなところ外出したい、洋服を買いたいというニーズに答えなければならない。

結局、障がい者に対して一番保障しなければいけないのは年金です。

障害者年金制度の一番の問題は不服申し立ての部分です。これまで何度も、療育手帳は重度判定（A判定）なのに年金が6万（2級）の方の親御さん方が不服申し立てを行っても、何の返答もなされてきませんでした。

ですから、ただ療育手帳の認定をAとかBとかにするのではなく、日本国憲法でも守られている最低限度の生活を保障するという点で、そういった意味にお

いて是非、各障がい者にどういう支援がどれだけの量、どれだけの質で必要なのか、そういった観点からの基準を作っていたいただきたい。

それはアメリカでもそういった調査方法がもう出ております。

なかなか日本は、それを採用しなかった。特に私は生活介護（デイサービス）というものをやっておりますが、なんで「生活介護」なんですか。知的障害の人たち、精神障害の人たちにとっては「日中活動の場所」でしょ。「介護」とは全然ちがいますよ。

それから、最後の住処という言葉が言われております。

本当にグループホームで亡くなった方、現実にいるんですね。それなのに何故こんな風に、最後の住処という言葉がなぜ言われるのか。

やはり縦割り制度になってしまっている。例えば（日中の）生活介護、（夜間の）グループホームになってしまっている。

全部縦割りなんです。横の繋がりが全く解決されていないんです。

だからどういう支援を充実させたら、その人にとって地域で普通の生活ができるかということを真剣に考えてみませんか。是非、提言したいと思います。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。ありがとうございます。

他にご意見や。ご質問のある方いらっしゃいますか。

少々お待ちください。マイク持っていきますので少々お待ちください。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

提言1や2の実効性に期待しているところです。

提言2の刑罰規定による障がい者の不当な人権侵害というところで、私はなぜ知的障がい者だけが通訳者は立ち会わなくても良いことになっているのかと非常に疑問に思っています。

刑事事件でも、（通訳者がいなくなったりすると）障がい者だけが、本当はやってないことでも、やったことにされちゃったりするんですよね。

障がい者の冤罪率ってかなり高いと思うんです。そこに社会福祉士資格を有するような立場の通訳者が立ち会って、「今の質問はあなたの不利益になるから答えなくてもいいんですよ」と助言してやればずいぶん違ってくると思うんですよね。

是非この通訳者の配置っていうのを制度にしていいただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。ありがとうございます。

では女性の方、お願いします。

○渡雅代（社会福祉法人 若宮福社会 理事長）

福岡から参りました、若宮福社会の渡と申します。

先ほど最初に療育手帳のお話をされていた方がいらっしゃいましたが、療育手帳のA判定、B判定について、私も30年近くAとBとどう違うのっていう点は、凄く私の中で悶々としております。

療育手帳を持ったっていうだけで障がい者に格付けされてしまった。

自立支援法に変わって支援制度が変わって、更に煩雑になってきているんですね。それに区分判定というのがございます。

障害福祉サービスを利用する場合、区分判定を受ける必要があって、6区分に分けられたり、これは介護保険なの？っていう感じで制度化されてしまった。

まあ、それは仕方ないのかな、そういった制度だからって思って、流れのままにきてしまっているのが現状です。

この療育手帳のAとBの大きな違い、両者でどう違うんですかっていうことですが、医療費控除の点で大きく異なってきます。

病院に入院したり通院したとき、A判定の利用者さんは、負担金がございます。要するに1%払ったら、あとで重度心身医療費っていう部分で帰ってきます。

でもB判定の子たちは、病院に通院したり入院すると3割負担なんです。

この3割負担の違い、療育手帳がB判定になってしまい、医療証を持ってないだけで、3割負担は…。私たち健常者は3割負担を納得して払ってるんです。

でも障がい者の財産っていうのは、障がい者年金です。この年金の中で3割負担は非常に重い負担になります。本当にこの子は病院にかかせないように、どうにかして病院に行かないように予防しても、病院にかかるときはかかります。

私のように急に骨折してみたり、捻挫してしまったり、注意をしてもなります。ですから、そういう人の医療費なんかは先生方、どのようにお考えなのかなど。厚労省の方はどのようにお考えになってらっしゃるのかなっていうのをちょっと聞きたいと思います。

それと福岡県の中で、福岡市は政令指定都市が2市あります。北九州と福岡市は全然違うんです。福岡市と北九州市の利用者さんは、本当に格差がありまして、この地域格差もどうにかならないかという風に考えて毎日悩んでおります。

どうぞよろしくお願い致します。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。ありがとうございました。

皆さんから色々なお話を伺いたいと思いますが、この後の勉強会のほうでもお話を伺おうかと思えます。

今ですね。左藤先生と神山先生もいらっしゃいましたので一言ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

議員連盟に関しましては、まもなく閉会となりまして、その後の皆様方との勉強会につきましては6時頃まで続けさせていただきます。

その時に今のお答えと皆様方からまだまだご意見があるかと思えますので、その時にまたお伺いさせていただきたいと思えますので、まず左藤先生からご挨拶お願い致します。

○衆議院議員 左藤章

どうも。遅くなりお詫びを申し上げます。

衆議院議員の左藤章と申します。

今、内閣の副大臣として障がい者の関係を担当しておりまして、私自身も社会福祉法人の理事をしており、従弟が理事長をしております。

それで障がい者のいろんな施設をやっています。

本当に皆さんと同じ思いでしっかりと対応していきたいと思えます。

同じく皆さん障がい者就労の問題もございますので、しっかりフォローしていきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

では、神山先生お願い致します。

○衆議院議員 神山佐市

埼玉の神山佐市でございます。

障がい者が活躍できる社会をしっかりと作って行くために微力ではありますが、皆様と共に歩んで参ります。

どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

先生方がいらっしゃって頂いたところで、大変恐縮でございますが、今色々トワーキングチームの提言書に関して皆さんと意見交換をさせていただいたとこ

ろでありますので、提言書に関して後程、目を通して頂ければありがたいなという風に思います。

議員連盟といたしましても、このワーキングチームの提言書を承認致しまして、速やかに厚労省の方に対応を求めるということを、議連として承認の決議をさせていただきたいという風に思っております。

そして今回このご承認頂きたい提言書はですね、短期的な課題としては、障が者の人権に直結する内容であること、さらに知的障がい者の定義化、認定基準については、終の棲家実現の為の必須事項でございます。

そこでですね。今月の末を目途に記者会見を行いまして、議員連盟として、現状までに明らかになった問題点、そしてその解決策として、この提言書の内容を正式に公表したいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。

そして今後ですね。これまでの議連でも意見がございました「終の棲家」の内容、定義につきまして、知的障がい者の特性を踏まえた場合、どんなものがふさわしいのか、また望まれているのかということですね、議員だけでなく、出席法人の皆様方や保護者の皆様、そして厚労省等の間で現場目線の議論というのを行っていきたいと思っております。

また現在、障がい者福祉研究所の方で全国から寄せられました福祉現場の様々な問題点を集計して整理しているとのことでございます。

この今後、議員連盟とですね。この整理した問題点の情報共有を行っていききたいと思っているということでございます。

議員連盟といたしましては、知的障がい者の終の棲家といった長期課題の解決に全力を尽くすと同時に、短期、中期的課題にも現場目線で向き合っていくということ、これをしっかり分けて考えていかなければならないところもございます。まずは、中、長期的な問題点の前に短期的な問題というものをしっかりと、解決をしていきたいと思っております。

この会議はですね。まだまだ6時まで続けさせていただきますが、議連としては一旦ここで締めさせていただきますと思います。

木村会長に関してましては、本日厚労委員会がございまして、5時10分ぐらいまでご出席させていただきますが、その後は、足高代表が全部引き受けてくださいます、勉強会、皆様方のご意見を頂戴致したいと思っておりますので、最後までどうぞよろしく願いいたします。

ここで議員連盟は、一旦締めさせていただきますと思います。本日は誠にあり

がとうございました。議員の先生方もありがとうございました。

マイクを会長にお渡ししてもよろしいですか？

まず、さきほどの3つご質問頂きました件に関して、お答えできる範囲で結構ですので、厚労省からお答えを頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○厚労省障害福祉課長 源河真規子

ご質問いただきましてありがとうございました。

座って失礼させていただきます。

お答えできる範囲で回答させていただきます。

最初のご質問は、雇用とか年金とか福祉とかが連携できてないんじゃないかというご指摘かと思えます。

実は、障がい者雇用促進法が衆議院、参議院、厚生労働委員会で議論されている中でも、連携ができてないんじゃないかという話が色々ございまして、制度の隙間を作らないであるとか、あるいは雇用、年金福祉の連携をとるように厚労省において検討をするというような解決策が議論がされております。

そのため、皆様方からご覧になっても、制度が連携してないんじゃないかというような意見があるかと思えますが、今後検討していくこととしております。

それから認定基準の話でございしますが、AとB、Aが重度、Bが中軽度としておりますが、これも私どもで調査研究しているところ本当に色々な例があります。大まかに考えますと、Aは大体IQ35ぐらいまでに、Bが中軽度でIQ36～70とか75ぐらいまでとしている例が多いようでございます。

今おっしゃった医療費助成の関係は、ちょっと私どもでは分かりかねるのですが、おそらく都道府県独自の補助ではないかなと思えます。

○参議院議員 三原じゅん子

それでは、ご意見ある方は挙手をお願いできますか。

今の回答で大丈夫ですか？

大丈夫じゃないですよ。どうぞ。

○渡雅代（社会福祉法人若宮福祉会 理事長）

すいません、医療費助成の点について、都道府県独自のものって説明されたのか、都道府県格差があるって説明されたのかそのところハッキリしないんですけれど…。

障害者年金のおかげで障がい者の方々は、毎日生活できているんですね。

ですから、年金っていうのは生活の糧であって、グループホームを利用しよう

にも、何かのサービスを利用しようにも年金がないとサービスを受けられないんです。

私どもは入所施設の利用者も抱えていますので、重度（A判定）の人もB判定の人も一緒なんです。サービスの内容っていうのは、AでもBでもあんまり変わりません。Aの人だからこうします、Bの人だからお風呂入りませんか、そんなことないんです。

ですから、やはり同じ施設を利用する障がい者の人たちは、平等じゃないといけないと思うんです。そこのところで病院にかかるもかからないも、医療費の問題なんかも同じだと思います。

障害者年金の申請の際、等級の認定にはドクターの意見書も必要になっていきます。意見書も医者の方は大変一生懸命書いてくださるけれど、親御さんが書かなければいけない箇所です。文言がちょっと違うだけで、B判定を受けたり、障害者年金も2級になってしまったりします。

障害者年金1級になれるように頑張ろうねっていうけれど、正直、親御さんとの格差がございますので、そこのところの問題もあるんでしょうけれども、医療費の部分は、やはり真剣に考えていただかないと。

ちょっと地域格差があるっていうだけで（厚労省が説明されるのなら）ちょっと不完全燃焼でございます。木村先生頑張ってください。よろしく願います。

○参議院議員 木村義雄

また、あとで源河課長の方が説明しますので。

そこはね、所得保障の問題で、一番最大の課題なんですよ。

私がいつもね、皆さん方の所得保障のお話をするのは、1級2級の障害者年金の話、金額が低すぎますよ。だから、ここを直さないとしようがない。

これは我が議連の最大の課題でもある

そして、もうひとつは、やっぱり親亡き後の終の棲家です。

ですから、この2つの大きな課題をどうやって取り組んでいくか。

特に今の方の年金の話になるともう1つ問題がある。今の源河課長は違うかもしれないけれど、どうしても障がい者関係の歴代課長は、障がい者の方の予算を介護保険の方に移そうとしていた。

今は65歳以上になると障がい者でも介護保険の問題が生じてくるんですけども、（65歳になる前から）初めから全員を介護保険にするとどういうことになるかっていうと、例の1割負担の問題になるわけです。

これで、障害者自立支援法の制定時に大騒動になったんです。厚労省としては最終的には障がい者を全員介護保険に移したいがために、障がい者に一律1割負担を課そうとした。

障害者自立支援法を作ったのは、実は厚生官僚が作ったわけではないんです。労働官僚が作ってしまった。

後で出世した有名な人なんですけれども…その人が働かざる者食うべからず、こういう発想で障がい者も皆働けと、自分で働いて1割負担に対応してくれとしました。そして、その代わりに残りの9割は、介護保険の財源で賄うと。

でもそれはまちがっているんです。介護保険っていうのは、あくまでも皆さんが民間の保険料ですから。この障がい者の問題は、保険の問題ではなく国が責任をもって対応しないとイケない。だから全額、国が負担するべきだと。

こういった基本的なところを踏まえないと、どうしても国は財政負担にならない、介護保険の方へ逃げてようとする。

このような状況になった理由の一つには、後ろで財務省が画策しているんですよ。だからこういうところでいつもバトるんですよ。

やはり、障がい者に関する財源は、基本的には全額国が負担することが第一。

そして、今の障害年金と所得保障の問題、これは少なくとも2級の金額は今の1級程度の金額にしないと安心できる状態にならない。

その上で次は終の棲家という重要な問題に取り組んでいかないとイケない。

源河課長だけを吊るしあげたって、彼女では無理ですけども、実際に大きな問題ですからこれにやっぱり取り組むのが政治だと。

厚生省っていうのは、労働省と違ってですね、生活を「厚く」するような方向にしないとイケない。本当に困った人に手を差し伸べるのが厚生省でなければならない。ちゃんとそういった最も基本的な所を踏まえて、これから進めて参りたいなとこういう風に思っています。

それは今日明日でいくら私がこう言ったからたって、中々無理な話なんですけどね。本当は、基本的には、財務省っていう天下の悪い役所と戦っていかなければならない。

だから、皆さん、一生懸命がんばって取り組んで参りますので宜しくお願いします。ありがとうございました。

(木村議員退席)

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

今、安藤高夫先生がお見えになりました。

一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

先日、ワーキンググループで実施した現地視察にも行って頂いてるお医者様でございます。

○衆議院議員 安藤高夫

私、元々医師会だとか、病院団体の仕事させていただいてきました。

もちろん、若い時から木村大先輩にご指導いただきながら、過ごしてきたんですが、最近また、医療、介護の考え方が違ってきています。

「地域移行」という言葉は、今までは高齢者の方が中心だったんですけれども、最近が高齢者だけではなくて、小さなお子様、障害を持った方、精神疾患をもった方も、住み慣れた街で、色々介護や福祉、様々なサービスを含めて、楽しくその町で過ごせるようにというのが、コンセプトになってきました。

今では、それをさらに発展して「共生社会」というふうになってきています。

私は、木村先輩がおっしゃるように、ただただ上から目線で、仕事をすればいいじゃないか、当たり障りなく暮らせばいいじゃないか、というのではなくて、住み慣れた町で安心して安全で楽しく仕事や人生を過ごせるという「楽しく」という、このキーワードが非常に重要になってくるのではないかと考えています。

やはり楽しさは、障害を持った方々の人生の豊かさに繋がってくると思いますので、そういう社会になるように、木村先輩の教えの下でしっかりと頑張っていきたいと思います。

どうかよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○参議院議員 木村義雄

私、そろそろ厚労委員会に戻らないと、怒られてしまいますので…。

最後に実はちょっと私の図々しいお願いを1つだけ。

来月の7月4日が参議院選挙公示日、21日が投票日の予定です。

衆議院の比例の投票の仕方と、参議院の比例の投票の仕方、違いつて皆さん知ってます？知らないですよ。

衆議院の比例はね、必ず党名になるんですよ、自民党だとか、希望の党だとかあるいは、絶望の党だとか。

他方で、参議院の比例って個人名をかかないとダメなんですよね。

参議院の比例は、必ず個人名をお願いします。候補者の個人名では「きむら」を、平仮名で結構でございますので、是非個人名で書いて頂きますようお願い申し上げます。

皆様への勝手なお願いをさせて頂く次第でございます。

それじゃあ委員会の方行って参りますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。今日はありがとうございました。頑張りましょう。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

ありがとうございます。

木村先生ありがとうございました。厚労委員会、頑張ってください。

これからですけれども。役所の方々もお疲れ様でした。

また、次の勉強会に向けて、出席者皆さんの意見徴収して、またご質問等々をぶつけたいと思いますので、今後もお世話になると思います。

(関係省庁 退室)

ご出席の皆様方は、まだ時間ございますので、質疑応答の応答はなくなりますけど、質問とか、これだけは言っておかなあかんというのをちょっと聞かしてください。記録にとりまして次回の、これで終わりの訳やないですから、次の質問にさせていただきます。先ほど三原先生もまとめてくれましたように、6月中には今の提言の内容をプレス発表する予定です。

プレス発表してもそれで終いやなくて、まず直ぐに対応可能な政省令や通達レベルで問題点を変えてもらおうやないかと。

基本的なところは、例えば知的障がい者の定義に関しては、さっきご発言もあったけれども、逆に言えばIQ70で切る切れへんにしたって、それさえ何にも決めてない。担当者の気分次第で知的障がい者にするかしないかを決められても困る。はっきり言って県職員の気分次第で決めている。

そういう状況で、少なくとも定義化ぐらいしてよ。そしたらそれに対して、議論も反論もできる。あるいはそれに対して、こういうようなプラスαをやるべきだっていう意見も出てくるんちゃうかなと私は思ってます。

今日ここに来られていない先生方も含めると、この議員連盟には40人近い先生方が所属してはって、力貸すぞ言うてくれてるんやから、最終的には法案提出はできる訳です。本当にやってもらいたいと思ってます。

まずは、今日絶対これ言うとかなまずいと思われることがありましたら、仰ってください。記録とりますから。はい。どうぞ。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

先生方、障害福祉課の方々いなくなっちゃって、非常に残念なんですけども、私、説明しようと思って資料作ってきたんですよね。

私の法人事になってしまって、貴重な時間に申し訳ないんですけども。

私どもの法人は、昭和53年6月に標高500Mのところに施設作った。

元々その場所へ作る予定ではなく本来は太田市へ作る予定だったんけども、地元から、ものすごい反対運動があって、県の障害福祉課からは「藤澤さん諦めなよ。あそこじゃ無理だよ」って言われるので、仕方がなかったんです。何しろ土地購入については補助金がないもんですから。

土地が安い標高500mの場所ですが、これまで安心して施設運営して20年間、25年、30年近く経ちましたら、土砂災害防止法って法律ができたんですね。

それで、土砂災害防止法に基づいて、今度はハザードマップができて、そのハザードマップを市が配布した。そうしたら、私の施設の西側は土砂災害警戒区域に指定されて、がけ崩れ地域に指定されているわけです。

(このままでは、施設修繕等を行うためには大規模な擁壁工事を行う必要が生じるので)それでこれは大変だったことで、平成18年から県になんとかしてください、協力してくださいってお願いしに行っているんですが、未だに全く返事がありません。

無関心なんでしょうね。無関心でこれでは埒が明かないなって思って、最近は国土強靱化計画なるものが進行していますので、国土強靱化計画の中にもしや災害関係、土砂災害関係の補助等があるのかなって見ました。そうしたら、社会福祉施設の中で地震、耐震関係についての補助金はあるけども、土砂災害については何もないんですよ。

これは全く酷いことで、土砂災害防止法で勝手に特別警戒区域に指定され、土地をいじる場合には擁壁等の設置を求められるため、施設の建て替えすらもままならない状態になってしまった。

多分、私のような法人が全国に結構あるんじゃないかなと思うんですよ。

それについて、国は何も、社会福祉施設、障がい者施設の何でもいいんですけど、それに関する手当を考えてくれないっていう状況があります。

要するに土砂災害で死亡者が出て初めて、それは大変でしたね対策しましょうかと、そんな程度でしか障がい者の事考えてないのかっていうのが私は非常に腹立たしく思っています。

私の施設ばかりじゃなくて、施設っていうのは安い土地求めて、山里であるとか山間地に作るなんてことは結構あるもんですからね。

是非、国土強靱化計画の中に入れてもらうなり、土砂災害防止法の中に社会福祉施設も入れてもらうなりして補助対象にしてもらわないと、どうにもならないんですよ。

私共としては、土砂災害防止法に指定されて、施設の西側が否定されちゃった為に、群大の理工学教授呼んで勉強会をやりました。

その教授が言うには、警報が出たらすぐ逃げてくださいとのこと。でも、逃げてくださいって言ったって、夜間3人の職員で80人の利用者をどうやって逃がすんですか。

じゃあ、(近隣施設の)余剰職員をまわそうと提案したら、新たな職員は絶対呼ばないでくださいって言うんですよ。それは、新たに呼んだ職員が2次災害

に遭う恐れがあるからだ。

そしたら、法人としては、今の場所から完全に撤退する以外にないじゃないですか。警報が出たら逃げる隙もないんですよ。是非これは、全国の障がい者施設の為にも考えていただきたいです。よろしくお願いします。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

ハッキリ言って今の話、全国の法人どこでも皆が思ってる話やないですか？

言葉飾るからややこしいんですけど、昔は行政が障がい者施設をタダみたいな地面に対して、ゴミ箱みたいに割り振っていったっていうのは、昭和30年代、40年代の国策やねんから、それ以上のことを期待したってしかたないでしょ。

例えば、今の話、激震災害なんて発生した時、大体職員が3人・4人で利用者80人の対応をどうします？できるわけがない。

元々できるわけのない人員配置を整備して、何かあった時どうするの？人を預かって、何かあった時にどうできる？例えば、外部から変な人が来て、相模原の事件みたいなことになったらどうする？あるいは施設の障がい者同士でなんかもめたらどうする？

本当にそういう場合、どうします？

夜、夜中一人の従業員で20人位の利用者を看ているわけですよ。でも、それでも制度的には問題ない。だったらそれで問題が生じた時にどう対応する？

国がまずやらかなあかんのは、避けようがない問題が生じた時に、我々事業者にどこまで義務や責任があるか、というその基準の制定ではないのかと。

今までやってた事業者さん、よく国をほったらかしにできたなとも思う。本当に綺麗ごとの話ではなく、避けようのない問題が生じたとき、事業者としても被れる責任、被られへん責任はあるんやから。そこは明確化してもらわんと。

そういうこともひっくるめて、法改正をしていかなあかんやろうと思います。

今、お話されたこと、地元地域も無茶言いますわな。施設の周りを鉄柵でかこめ、障がい者の顔を見たくないから外に出て来るな、近所来るなとか、施設を作るときは皆そんな話聞かされたでしょ？

それが日本のリアルな現実。それをまた、行政側は、周辺地域の建設同意をとってこいって指導して、事業者側に全部責任を丸投げしている。

法律に周辺地域の同意が必要とはどこにも書いてない。でも、同意を取ってこないと行政側は認可を出さへん。リアルはそんな話。

そういうことをハッキリ言って欲しいし、皆さん方で、今日来られてる方でも、寄付金取っておられるような施設もあるかもしれんし、ないかもしれせん。寄付金にしても、うちはこれだけのサービスを提供するから寄付金が必要だとか、取るんだったらハッキリと説明したらええと思う。

その方が、隠れてコソコソするよりもまともな話やし、経営も安定するし、入所者も安定する。

隠しごとや綺麗ごとだけでは何も良くならへんと思ったから、私はこの会を作りましたし、進めてまいす。

それでこのままちょっと話さしてもらおうと、さっき木村義雄さんの話です。

自民党の中でも、障害福祉、知的障害の方に十数年前から一生懸命取り組みましようということになった。でも、実際にまともに取り組んでる先生、1人もいてないやん？

議員も綺麗ごとの話聞かされてるばかりで動かない。また逆に言えば、私より古い業者の方がこの場にいてるやろうけど、まともに議員に話しにいったことありますか？

正直、これまではあまり議員に直接話に行くことってなかったと思います。

私の場合、障がい者施設を作る前から木村さんと知り合いだったんで、私が障がい者施設を作った後に現場の実情を話すと、木村さんは「本当にそんな状況なんか」と問題意識をもって自分で勉強しはじめはった。

安藤先生、木村義雄さんって障がい者問題について結構お詳しい一人やと思っうんですけど、先生から見てどう思われます？

○衆議院議員 安藤高夫

足高代表がおっしゃる通りで、木村先生は本当に支援現場の細かい話まで例をあげて、先生方や役所の方に説明されるんですよ。

更に、色々な書類や法律も読み込まれていて、ラインも引いて付箋ばかりで、本当にそういう意味ではお役人さんもタジタジになるくらい勉強されている。

結果として聞いているだけではなくて、抜群な実行力があります。その辺りは凄いと思います。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

安藤先生、ありがとうございます。

急にマイク振りまして申し訳ございません。

いやほんと厚労部会でも木村義雄さんが出席すると、質問は絶えずするしやかましいわで、話が進まないって、こちらの方々（厚労省の方々）には非常に評判が悪いです。だけど、そんな人間が政治家にいてくれないと皆にとって損でしょ？

国会議員でもそういう人がいてくれて、役人に対して歯止めをかけてくれるから、野田先生や三原先生も木村さんの実績を見て協力してくれているわけです。

皆さん方にとっても、木村さんが議員でいてくれて損はないと思います。

前回も言いましたけど、俺も全然気づいていない現場の問題とか話とかいっぱいあるわけやから、これどないしたらええねん、こうしたらええねんっていう提案書とかを手紙や FAX で送ってください。全部を採用するとは保証できひんけど、出していただかないと前に進まへん。

何はともあれ、木村義雄を参議院でとりあえず通したってあげて。木村義雄さえ通せないっていうことになったら、他の先生方も気力抜けてまうやん。

この業界、私ははっきり言ってサービス業と思って仕事させてもらってる。障がい者のお客さんがいて、そのお客さんにニコニコしてもらおう。それで上手いこと回っていくわけやから、いい方向で今の形を維持していかなあかん。

そういった意味で勉強会の今後に関して、私の方から勝手にこの間、地区支部長とか、前回皆に勝手にお願いさせてもらいまして、うちの隘本という人間に候補者を選定させてもらいました。ちょっと発表します。

○障がい者福祉研究所相談役 隘本英俊

私の方からお伺いをして、お話をさせていただきました。

ご紹介させていただきます。群馬県社会福祉法人三和会藤澤さん、どうぞご起立お願い致します。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

よろしくお願い致します。

○障がい者福祉研究所相談役 隘本英俊

社会福祉法人埼玉福祉事業協会 統括施設長 高橋様

どうぞよろしくお願い致します。

社会福祉法人ふるさと福祉会 山下会長

よろしくお願い致します。

社会福祉法人若宮福祉会 渡理事長

よろしくお願い致します。

現在、4名の方お願いをしております。これから、まだお願いをするかと思えますので、どうぞ宜しくお願い致します。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

じゃあすみません。中心になってがんばってください。

さっきね。まだ手を挙げられた方がおられると思うんですけど、そのまま手挙げてください。はい、どうぞ。

○小口チャ（社会福祉法人ひろがり 理事）

障害者総合支援法の中の色々な加算とか手当等についてですけど、（平成 30 年度の報酬改定によって）送迎加算だとか、食事提供体制加算等が減らされてしまいました。この改定によって事業所側としたら運営する上で負担の部分がかなり大きくなっています。

うちの法人の場合では、食事提供加算のところは仕方がないので、少し利用者さんの食費を一食 50 円アップさせていただくことを保護者さんにも了解を得て実施しています。けれども、この次の改定時には、こういうことは絶対にやめていただきたいということを強く言っていきたいと思います。

また、送迎加算に関しても減らされていますので、やはりこの辺りもキチンとやってもらわないと、安定した経営ができている事業所で、利用者さんはサービスを受けたいたいというのが本音なので、強く要望したいなと思ってます。

それと、人員配置における平均障害支援区分算定方法の見直しについてなんですが、今の制度だと平均障害支援区分を前年度の利用者総数で計算しています。そして、（報酬である）介護給付費については、利用者の利用日数に応じた日割り計算で行っています。この部分が、実態と凄く矛盾しているんです。

例えば、利用者さんが病欠とか通院等で休みますよね。その場合、サービスを利用されないわけなので、当然事業所には基本報酬が入ってきません。

その時の手当として、欠席時対応加算というものがあるんですが、その加算は利用者さんが（通院の予約などで）予定されて事業所をお休みした場合には、加算の対象になりません。逆に、突然病気になりましたっていう場合には、欠席者 1 人に月 4 回・合計 970 円程度の加算が付きます。

だけど、利用者さんが突然休みになったから、職員に今日はもう利用者が少ないから帰っていいっていうわけにもいかないし、事業者として法定の人員配置をやっておこなきゃいけない。

この部分の矛盾の部分を何とか解決して欲しいんです。そうでなくても、人手不足で人が集まらない中、人員配置の算定方法については何とか改善してほしいなっていうのを強く思っております。

それから、前回も言わせていただいたんですけども、知的障がい者の入院療治時にヘルパーさんが派遣できる、その部分の制度をきちっと作って欲しいと思います。

先ほどの議員連盟の時にお話ありましたがけれども、療育手帳の部分では最重度（A 判定）もらっていて、（障害支援区分の）認定調査のところでも区分 6 と最重度の判定は出るんだけど、重度訪問介護のサービスは受けられない場合がある。重度訪問介護の場合、専用の行動援護基準で 10 点以上取る必要があ

るんですが、最重度の認定を受けていても知的障がい者では10点以上取れずに重度訪問介護を利用できないケースが生じている。

その場合には結局、入院するには親御さんの付き添いが必要なんですが、親が年を取っている場合には24時間の付き添いを毎日するは凄くキツイことになる。この部分に関して、ヘルパー派遣を可能とするようなサービスを整備してもらいたいと思います。

宜しくお願いします。ありがとうございました。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

ハッキリ言いますと、今おっしゃっているようなこと、我々業者やったら現実を感じている問題なわけです。

単純にいこ。何県の何町がどんな馬鹿なことをやっとするか、具体的に言えばいいし、今は非常にモデレートに喋っているけれども、メモ作って書いて下さい。

他の方もそうです。端的に分かりやすく集約してもらわんと、綺麗な言葉で飾った部分は一切抜きますから。でないと纏まりません。

ということですので。安藤先生が委員会はじまりますので最後一言。

○衆議院議員 安藤高夫

ありがとうございました。

今から、聴覚障がい者の方の申入れで法務大臣の方に行って参ります。

今後また参加させてもらいますけれども、本日色々なお話を聴かせていただきましてありがとうございました。

私自身も、実は、介護施設だとか経営を運営させていただいております。

今度また地方にもアプローチをされていていきたいと思っておりますので、また皆様方と同じ仲間にさせていただき、より深く様々な事を勉強していきたいと思っております。

是非、今後も仲間として扱っていただければと思っております。

そういう意味で、皆様方が安心してお仕事ができるように、また利用者の方が幸せになれるような仕組みづくりを、綺麗ごとじゃなくてきちっと構築していったらと思っております。

先ほどお話にありましたけれども、本当に木村義雄先生は、今後もう生まれてこないかもしれないぐらい力を持っていますので、本当に力いっぱい応援していただいて、是非また議連を開催できるようにしていきたいと願っています。

本日はどうもありがとうございました。またよろしく申し上げます。

(安藤先生 退室)

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

他にご質問ありますか。はい、どうぞ。

○竹内桂子（障がい者の保護者）

先ほどの医療費の件ですが、障がい者の障害者加算っていうのがありまして、病院にかかった時点で50点、点数1点約10円ですから500円、3割負担ですから障がい者は150円上乗せで負担させられているんですね。

他方で、乳幼児加算というものが30点あります。それは、（乳幼児を診察する場合には）手がかかる、大変だっていうこともあって、認められています。障がい者の場合も、それと同じ扱いで、それ以上の点数が障害者加算ではついていません。

また、障がい者のお子さんが、聴覚障害で心臓が悪い、腎臓が悪い、そういうことで医療費補助を受けていた場合、それがちょっとだけ軽くなった時、医療費補助がカットされるんですね。そうすると、医療費に関して3割丸々負担しなきゃいけなくなってしまいうんです。

障害者年金の中でやり繰りしてやっていく生活の中で、こういった状況は、ものすごく難しい問題でして、お小遣いなどを削らなければいけない。おやつを食べるのも我慢しなければならぬ。その他の生活も我慢しなきゃいけない。更には言えば病気にもなれない。

そういった生活を強いらなければいけないっていうことが私は疑問に思っております。以上です。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

はい。他にご意見がありましたらお願いします。。

はいどうぞ。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

先ほど、平沢先生が木村先生のことを選挙が下手だって言っていたんですけども。私の見解は、それは間違っていると思うんですね。

木村先生は下手ではなくて、真面目なんですよ。

先ほど木村会長が十数年来、今の制度に携わっているとお話されて、私も木村先生とはお互いに自己紹介はしていないけれども、十数年前から木村先生のやり方は身近で見えてきました。

ただ、我々の団体、福祉の世界の団体っていうのは、独特の体質を持っているんですね。選挙なんかもそうで、福祉業界で一生懸命頑張ってくれてい

る先生がいても、その先生を福祉業界で積極的に応援しようっていう話にはならないんですね。私はそれが不思議で不思議でね。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

ありがとうございます。

人の前で話すのは嫌やという方もおられますし、研究所の方にまとめて連絡下さい。

今回は厚労省の方に質問状を出して、回答を求める。

はじめのうちはどうせ「将来それを検討します」などと言って回答にもならないようなまた馬鹿な話をするでしょうけども、それを繰り返していく。そのうちに問題点を具体化して行って先生方で法案作ってもらう。

今後はそういった流れになってくると思います。

今日皆さんのお手元に青い封筒お配りしていますけど、それは木村義雄さんの資料です。開けてみて下さい。

それで、皆さん方に私がお願いしたいのが、封筒の中にハガキあるでしょ。

そのハガキに、皆さん方のお友達の名前、住所、名前を書いてもらって集めたらハガキを木村事務所に全部送ってあげて下さい。

最終的に、木村事務所から集めたハガキをお友達の皆さんに送らせてもらいます。というのは、単に議員の先生がお願いしますっていうだけやったらよくある話なんですけど、ハガキに紹介者の名前とかも色々書いてあったらちょっとは覚えてくれるでしょ。

前回は話しましたが、今回の選挙は自民党に追い風は吹いてない。逆風もさほど吹いてへんと思いますけどね。

(会場から質問の声：すみません。切手はどうなるんですか。)

○川野邦仁（高村正彦秘書）

ご説明します。

このハガキは、選挙用のハガキなんです。ですので、皆さんが切手を貼ってポストに入れたら駄目なんです。

書いてもらったハガキを全て木村先生の所に持っていき、木村事務所で集めて郵便局から出します。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

今日は一人100枚ずつお渡してるから、記入してもらって送ってください。送り先は、千葉の研究所の住所でいいです。

送ってもらったハガキを私が木村事務所に持ち込んで、発送させてもらいます。逆に言うと、皆さん方が送ってくれたか、送ってくれへんか、集めてくれたかどうか、皆わかってしまうんやから、頑張ってや。

(会場から質問の声：いつ迄に送付すればよいのか)

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

いつ迄に私のところに送ればいいのかという話ですけれども、6月20日必着にして下さい。早ければ7月21日に選挙があるわけですから、6月20日までお願いします。

なにはともあれ、今回の選挙、ボーダーが15万票と言われてますやん。

安全を見越したら20万票は必要っていう話もあります。

正直、そんな高いハードルは望みませんが、15万票はとりあえず目標にしよう。

皆本気で頑張ったら15万票が集まん訳ない。本当に今生じている危機的な状況を障がい者の親であろうが業者であろうが皆理解して、なんとかせなあかんって思って動いたら15万票やそこら絶対不可能な話でもない。

逆に言えば、15万票集めたら、この団体は医師会より強い。

ここで(票に)反映させんかったら、今後あんたらが何を言っても前に一步も進まなくなる。この商売やっている限り利用者の命を預かってるんやから、(障がい者の将来のためにも)真剣に考えなあかん。

というようなことを勝手に話しまして、今回は終わりたいと思います。

○障がい者福祉研究所事務局長 足高伴成

順序が逆になってしまったんですけれども、福祉研究所の事務局の方の足高です。いつも会員の皆様にはメールなどを送らせて頂いてまして、ご意見等の返信ありがとうございます。

今日、お配りした資料の中で、「勉強会用資料」と右上に記載がある資料があると思いますが、これは皆様から今頂いているご意見や要望等について箇条書きなんですけれども、まとめているものになります。

この資料については、次回の勉強会開催を目途に短期的・中期的・長期的な課題に分けて、議連の最終目的である障がい者さんの生活の保障、所得保障と終の棲家を実現する為の優先順位を付けて、議員の先生にお示していきたくと思っています。

木村先生も、厚労省には本当に嫌われていますけど、それは木村先生にはそれだけ力があって、役人の綺麗ごとにしっかり突っ込みを入れているからなんで

す。今後も、木村先生を実質的な切込み隊長な形にしてもらって、役所にしっかりと話を聞いてもらい、問題を解決したいと思っています。

そういった中で皆さんへのお願いなんですけど、対役所に対する要望ということだと、やはり具体的な内容が正直一番効きます。

例えば、先ほど小口チャさんがお話された、食事提供加算の件。事業所の皆様でしたらすぐ分かると思うんですけども、この加算は正直大きい金額です。

そうすると先ほどのご意見は、結局、事業所の経営が安定しないと保護者様にも不利益が被る可能性があるってということだと思います。そういった問題点を役所の方に示すにあたりまして、皆さんの事業所で加算が無くなったら、「どれだけ金額が減ってしまって経営が困難になるのか」、という具体的なデータを出していただきたい。

厚労省も、大きい法人さんから小さい法人さんまで、様々な具体的なデータを提示されたら逃げ場を失いますから。今の今だと厚労省は、全国で星の数ほどある法人のうち、奇跡的に成功しているような事例を取り上げて、制度的に問題がないと言って逃げています。

正直、議員さんの方に対しても、具体的なお金の数字で示すが、一番分かってもらえます。

そういった内容を、今日は資料の中に入会申し込み書も付けてるんですけども、入会を是非していただいて、具体的なリアルな数字の内容を書いて頂いて、私の方にまとめていただければ、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、きちん取りまとめます。そして、木村さんを筆頭に、他の議員の先生方もご説明してですね、役所の方にガンガン投げかけて改善していきたいと思っています。

また今、私と大川興業の大川総裁と一緒に、勉強会に入会していただいた法人さんにお声かけさせていただいて、現場を見させていただいております。

そういった活動を今後も続けて、現場の声や問題点を国会議員に伝えていきたいと思っていますので、宜しくお願いします。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

事務局の方は真面目にやってくれてますから、そういう意味合いでは皆さん安心してください。

1つお願い。事業者さんの方へお願い。

今回の勉強会の時に、できれば親の会、PTA、要するに保護者を各施設色々抱えてはると思うから、1人でも、2人でも一緒に連れてきて欲しい。結局この事業の中で一番中心になるのは障がい者。そして障がい者の親がやっぱり存在感がある。

その方々の意見も沢山あると思いますし、逆に言えば親御さんが施設と一緒に

になって戦わなあかん部分ってめちゃくちゃ沢山あると思う。

それなのに、施設の理事長が勝手にやって勝手に戦って制度を変えてくれるわ、と思って口空けて待っていられてもしゃあないって思っているんですよ。

保護者の方もやっぱり一緒に戦ってもらわなあかんもんはあかんと思いますので、是非出席してもらいたいなと思います。

それから、今とりあえず目の前の参議院選挙で走るもんは走ってください。

あと、我々の方に残ってる宿題は、先生方と日程調整をして6月20日頃までを目途にプレスリリース、記者会見をやってしまおうとも思っています。

今日はどうもありがとうございました。宜しくお願いします。

<勉強会 終了>